

学校評価について

制度の概要

平成19年の学校教育法及び同施行規則改正により規定。

【目的】

各学校が自らの教育活動等の成果や取組を不断に検証することにより、

- ①学校運営の組織的・継続的な改善を図ること、
- ②各学校が保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得ること、
- ③学校に対する支援や条件整備等の充実につなげること

	内容	法令上の位置づけ	
自己評価	○各学校の教職員が自ら行う評価	○実施の義務 ○評価結果の設置者への報告の義務	○公表の義務
学校関係者評価	○保護者、地域住民等の学校関係者が、自己評価の結果を踏まえて行う評価	○実施の努力義務 ○(実施した場合)評価結果の設置者への報告の義務	○公表の努力義務
第三者評価	○外部の専門家により、専門的視点から行う評価		

学校評価の現状 ～学校評価等実施状況調査(平成23年度間)から～

(国公立私立全体)

	評価の実施	評価結果の設置者への報告	評価結果の公表
自己評価	96.7%	96.7%	84.9%
学校関係者評価	83.9%	98.4%	83.9%
第三者評価	5.1%	—	—

文部科学省の取組

- 各学校や設置者の取組の参考となるよう学校評価ガイドラインを策定(平成22年7月)。
- 学校評価の充実・改善に関する調査研究を意欲ある教育委員会等に委託し、実践的な取組例を取りまとめ、普及。
- 中核となる教育委員会職員、学校の教職員、保護者や地域住民等の学校関係者評価委員に対する研修を実施。(学校評価推進フォーラム等)

学校評価の課題と求められる役割

学校評価の現状と課題 ～学校評価等実施状況調査(平成23年度間)から～

- 保護者や地域住民による学校関係者評価の実施率は、前回調査時（20年度間）に比べて上昇。
【**公立学校81.0% → 93.7%** 国公立学校合計：70.4% → 83.9%】
- 一方、95.6%の学校が「学校運営の組織的・継続的改善」において「効果があった」と回答したものの、このうち「**大いに効果があった**」は**16.3%**に留まっていることから、**実効性を高めることが今後の課題**。

教育委員会に求められる役割

① 明確な方針の策定

- ・ 明確な学校教育に関する方針を策定し、各学校の評価目標との関連を図る
- ・ 各学校の創意工夫に満ちた主体的な取組を尊重しつつ、統一的な様式や共通評価項目、スケジュール等を例示するなど、各学校の取組を推進する

② 学校評価に関する好事例の普及と人材育成

③ 評価結果を踏まえた学校運営の改善・充実

- ・ 各学校の学校評価が適切に行われているか検証し、学校評価を通じた学校運営改善が円滑に進むよう必要な指導・助言を行う
- ・ 学校評価の結果等を踏まえ、学校に対する支援や条件整備等の改善を行う

各学校における取組の充実

実効性の高い評価とは、教育活動や教育水準の向上、子供の成長につながっているという**有用感のある取組**。そのための参考となる学校による取組例として以下がある。

(1) 学校内における取組の充実

- ① 学校評価における目標の系統化・重点化
- ② 全教職員の参加と協働による学校評価の実施
- ③ 効率的・効果的な学校評価を行う体制づくり（ICTの活用、学校事務職員の活用等）

(2) 学校関係者との連携、協働の推進

- ① 情報提供の充実による学校への理解促進と連携強化（HPの充実、学校に触れる機会の提供等）
- ② 学校関係者評価委員会の運営の工夫等（学校の現状や課題、改善の手立ての明示等）
- ③ 外部アンケート等の工夫（項目の精選、学校の持つ指標・データと対比して活用等）

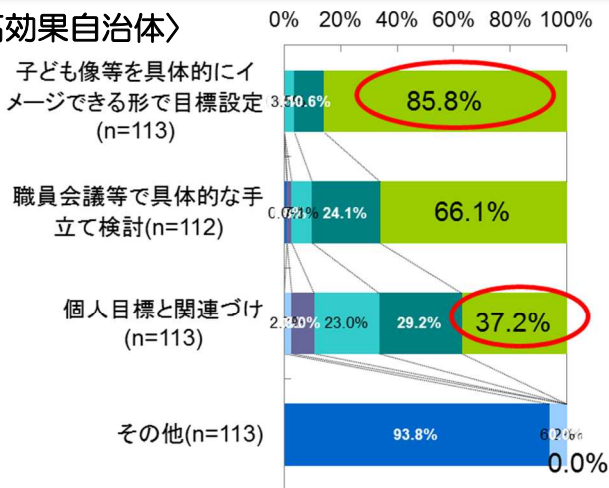
学校評価の効果実感の高い自治体の取組①

※平成24年度文部科学省委託調査研究
「実効性の高い学校評価の推進等に関する調査研究」より

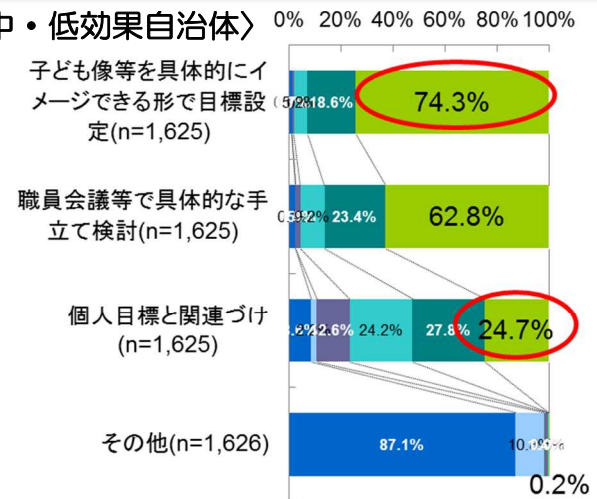
【目標を共有するための工夫】との関係

- 効果実感の高い自治体のほうが、「教職員個人の目標設定と学校目標の関連づけ」を行っている割合が高い。
- 「目標を育てたい児童生徒の姿（子供像）等の具体的にイメージできる形に表した」についても、効果実感の高い自治体のほうがより高い割合。

〈高効果自治体〉



〈中・低効果自治体〉

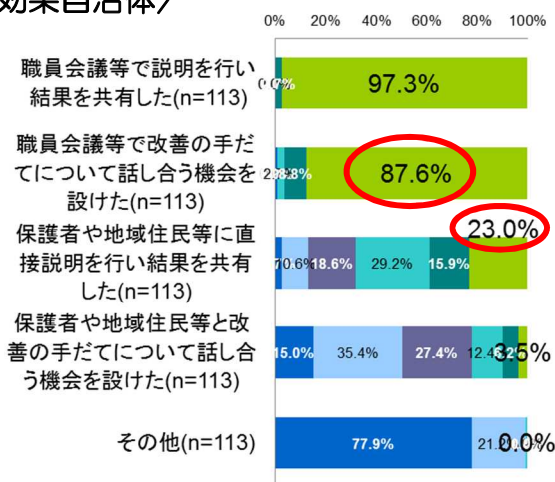


■ 0% ■ 0%を超えて20%以下 ■ 20%を超えて40%以下
■ 40%を超えて60%以下 ■ 60%を超えて80%以下 ■ 80%を超えて100%以下

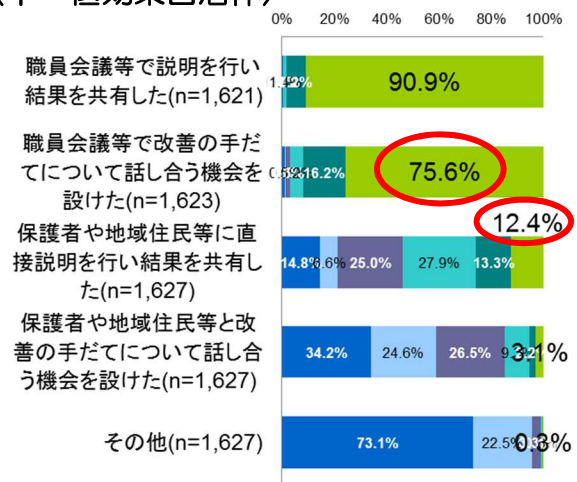
【評価結果の活用方法】との関係

- 全体的に評価結果を活用した校内における改善策の検討は進んでいるが、効果実感の高い自治体のほうが、よりその割合が高い。
- 効果実感の高い自治体のほうが、「保護者や地域住民等に直接説明を行い結果を共有した」割合が高く、学校関係者との情報共有も進んでいる。

〈高効果自治体〉



〈中・低効果自治体〉



■ 0% ■ 0%を超えて20%以下 ■ 20%を超えて40%以下
■ 40%を超えて60%以下 ■ 60%を超えて80%以下 ■ 80%を超えて100%以下

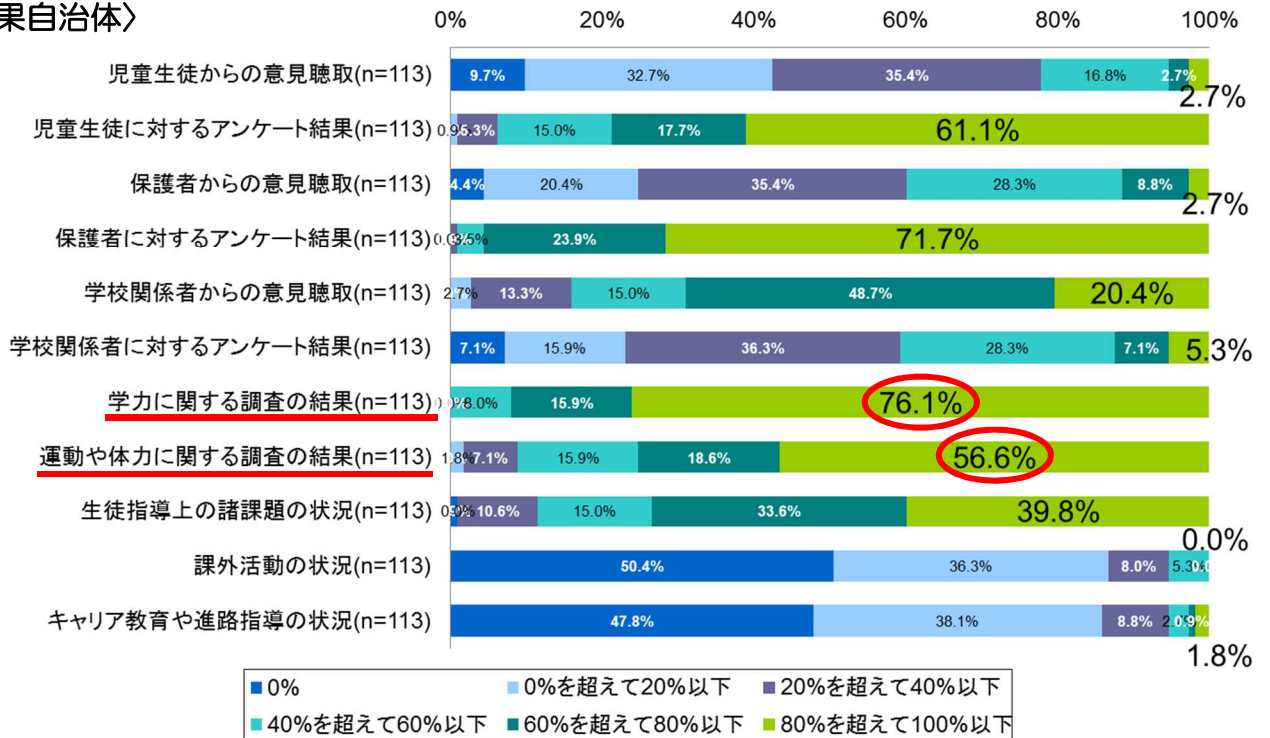
学校評価の効果実感の高い自治体の取組②

※平成24年度文部科学省委託調査研究
「実効性の高い学校評価の推進等に関する調査研究」より

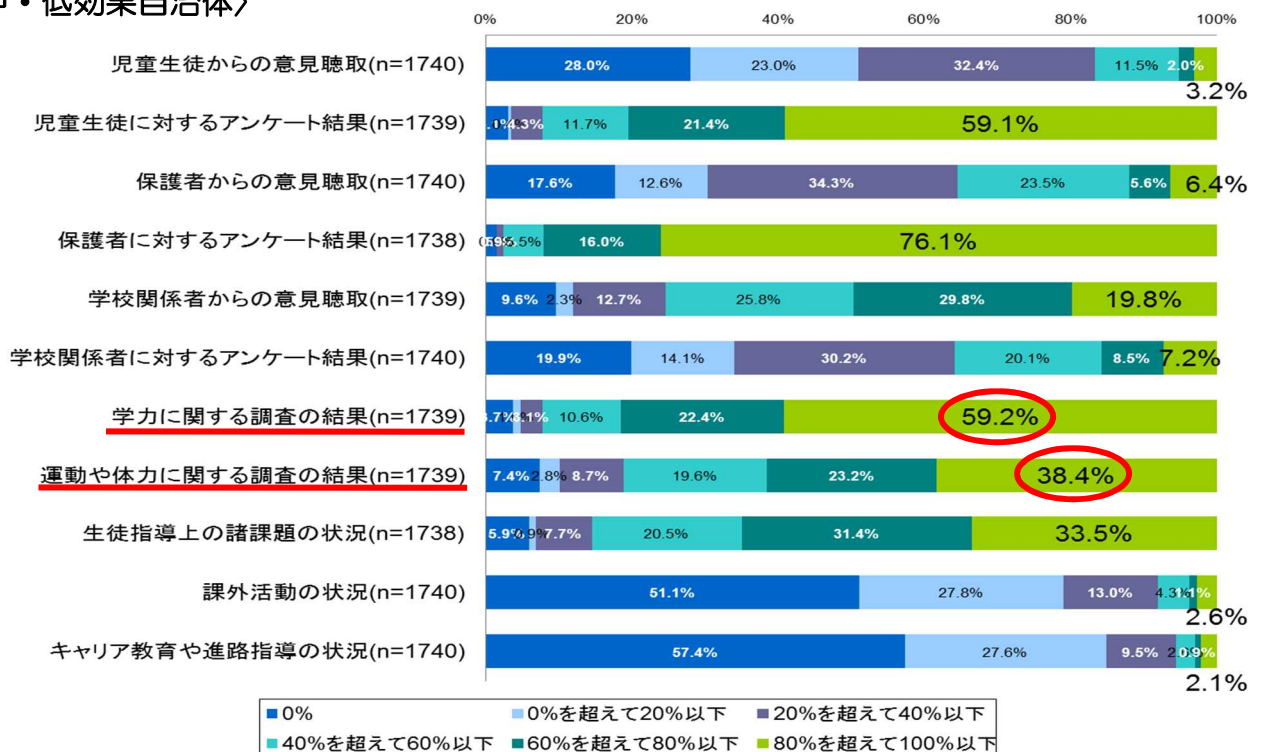
【学校評価で活用した指標】との関係

○効果実感の高い自治体では、学力調査の結果や体力調査の結果を指標として活用している割合が高い。

〈高効果自治体〉



〈中・低効果自治体〉



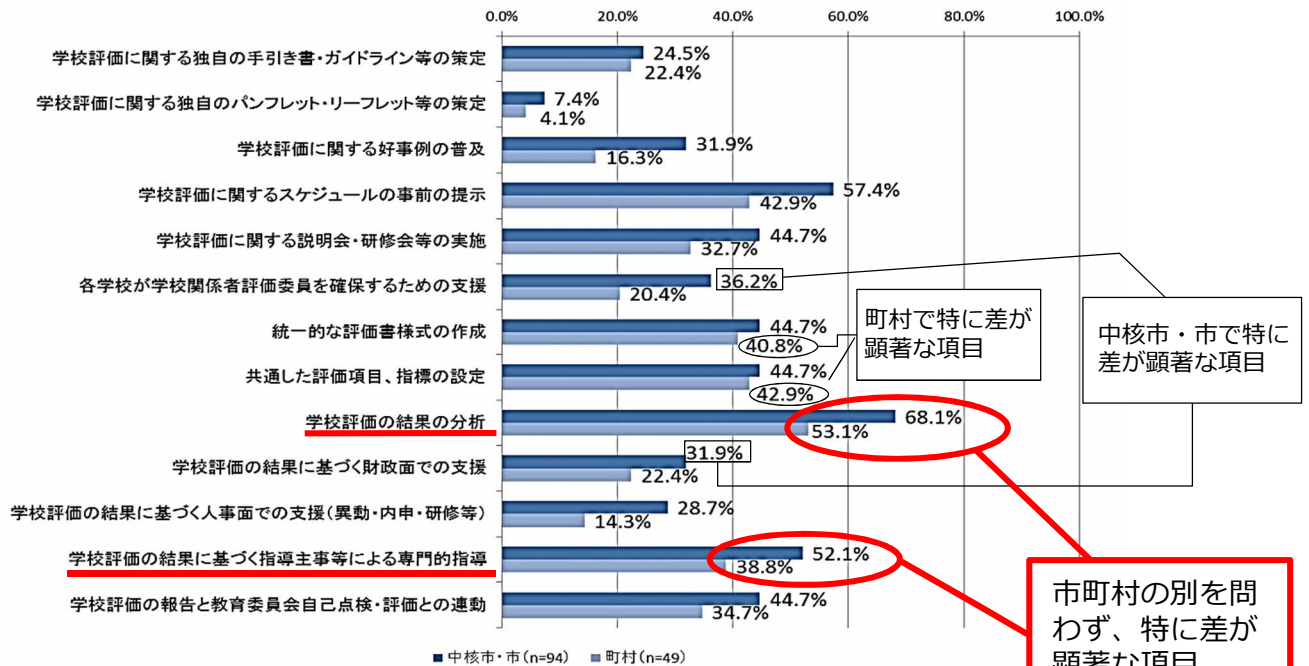
学校評価の効果実感の高い自治体の取組③

【設置者の取組】との関係

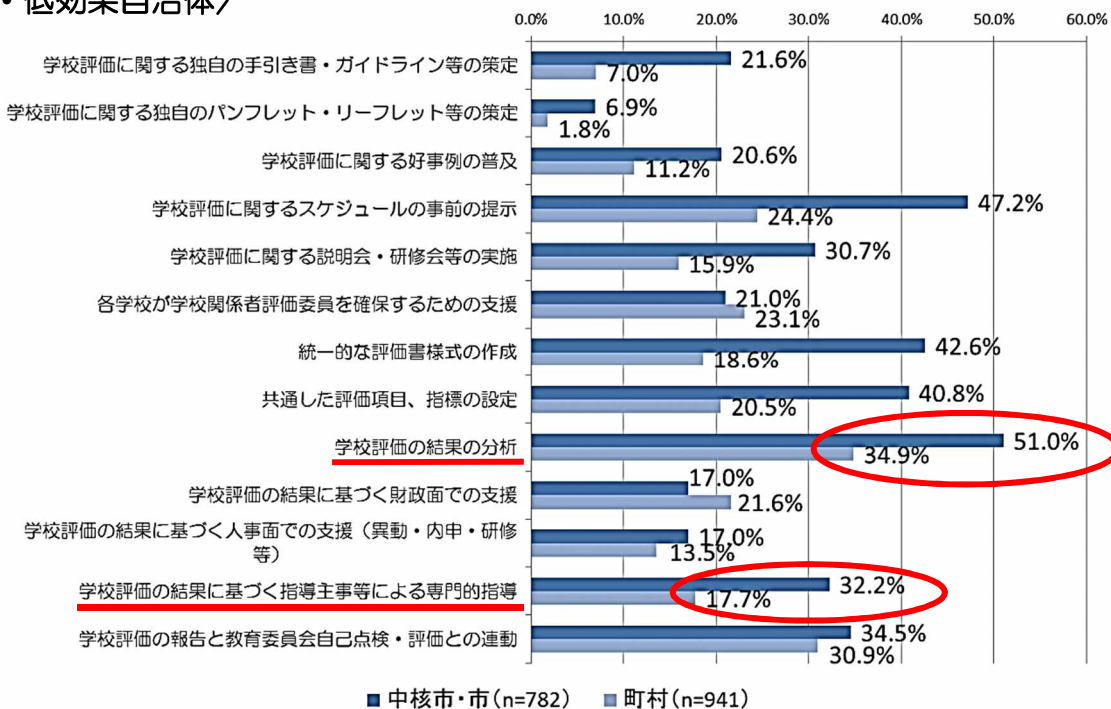
※平成24年度文部科学省委託調査研究
「実効性の高い学校評価の推進等に関する調査研究」より

- 効果実感の高い自治体においては、多くの項目について設置者の取組が充実。
- 効果実感の高い自治体は、「学校評価の結果の分析」や「学校評価の結果に基づく指導主事等による専門的指導」を実施している例が多い。

〈高効果自治体〉



〈中・低効果自治体〉

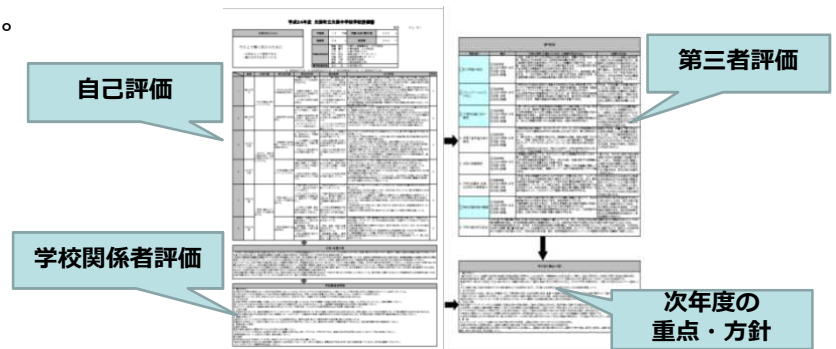


学校評価の実効性を高める教育委員会の取組

<岡山県矢掛町>

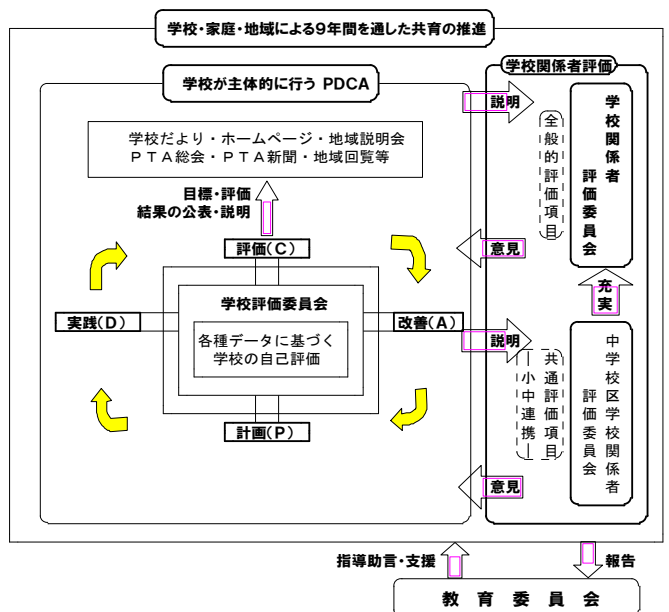
- ◆教育委員会が、ガイドライン「学校評価やかげバージョン」を策定し、①学校を元気にする評価、②負担感の少ない評価、③地域に根ざした評価を目指している。
- ◆各学校は町の教育重点施策と連動した評価項目を設定。学校評価を学校全体の取組として位置づけ、全教職員が学校評価に参画。
- ◆学校関係者評価は、学校評議員・保護者・地域住民・大学の研究者等により構成される委員が、「学校の応援団」という基本姿勢を持ちつつ実施。学校のよさや課題を積極的に見出し、課題がある場合は学校のみならず保護者や地域に対しても改善策やアイデアを提案するとともに、教育委員会に対する支援要請を記述する。
- ◆専門評価（第三者評価）は「学校を支援する」という考え方のもと「具体的な改善策」を提示することを目指し実施。小中学校の学校評価書と学校訪問による観察及びヒアリングを行う。⇒評価結果は管理職に手交され、内容を説明・意見交換する機会を設けることで、学校の組織的取組の推進につなげている。

- ◆個々の学校の取組を町内の学校に共有するとともに、教育委員会は評価結果を受け、特別支援教育支援員の増員やICT機器の充実等、教育課程実施上の支援や財政支出を伴う支援を実施。



<福岡県春日市>

- ◆教育委員会が、コミュニティ・スクール、学校評価、学校予算に関する権限委譲などの学校運営支援施策を有機的に展開。
- ◆自己評価、学校関係者評価に加え、中学校区学校関係者評価を導入。中学校区において共通目標・課題（共通評価項目）を設定し、その具現化に向けた取組を共有するとともに、相互に評価。⇒学校・家庭・地域による具体的議論の場が生まれ、各学校の自己評価・学校関係者評価の充実にもつながっている。
- ◆教育委員会は、評価結果を踏まえた指導・助言を実施。学校予算の編成においても、学校の要求内容について、学校目標の反映等を確認し措置。



(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

第2期教育振興基本計画(平成25年6月14日閣議決定) [抜粋]

【基本的方向性】 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

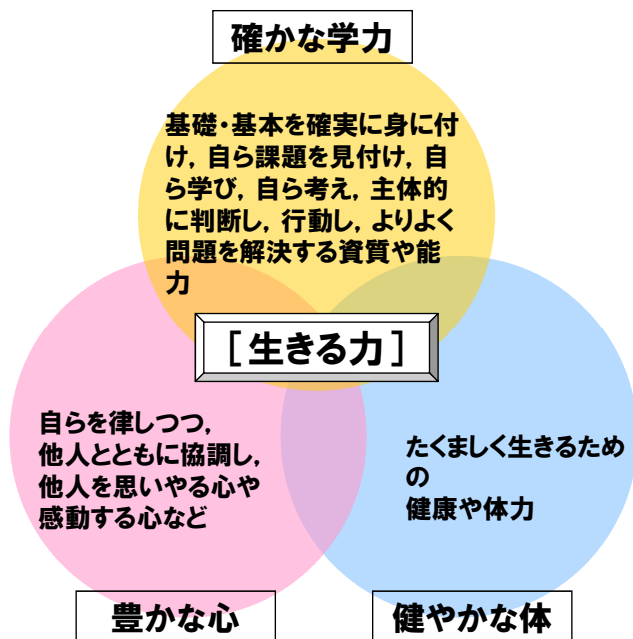
- ◆ 今後5年間に実施すべき教育上の方策
「活力あるコミュニティ形成と絆づくりに向けた学習環境・協働体制」

基本的な考え方

- 活力あるコミュニティが人々の学習を支え、生き抜く力をともに培い、人々の学習がコミュニティを形成・活性化させるという好循環の確立に向けて、地域の教育資源を結びつけ、学校や公民館等を拠点とした多様な人々のネットワーク・協働体制を確立する必要がある。
- このため、全ての学校区において、学校と地域が連携・協働する体制が構築されることを目指し、社会全体で学校や子供たちの活動を支援する取組や地域とともにある学校づくりを推進する。また、学校や公民館等の社会教育施設をはじめとする学びの場を核にした地域コミュニティの形成を目指した取組を推進する。(以下略)

成果指標

- ① **全ての学校区**において、学校支援地域本部など**学校と地域が組織的に連携・協働する体制を構築**
- ② **コミュニティ・スクールを全公立小・中学校の1割に拡大**



(参考：中央教育審議会答申(平成20年1月))

- 「知識基盤社会」の時代などと言われる社会の構造的な変化の中で、「生きる力」を育むという理念はますます重要になっている。
- 学習指導要領の理念を実現するための具体的な手立てが必ずしも十分でなかったことについて、5つの課題があったと考えられる。
 - [1] 「生きる力」の意味や必要性について、文部科学省による趣旨の周知・徹底が必ずしも十分ではなく、十分な共通理解がなされなかった
 - [2] 子供の自主性を尊重する余り、教師が指導を躊躇(ちゅうちょ)する状況があったとの指摘
 - [3] 各教科での知識・技能の習得と総合的な学習の時間での課題解決的な学習や探究活動との間の段階的なつながりが乏しくなっている
 - [4] 各教科において、知識・技能の習得とともに、観察・実験、レポート、論述といった、知識・技能を活用する学習活動を行うためには、現在の授業時数では十分ではない
 - [5] 豊かな心や健やかな体の育成について、家庭や地域の教育力が低下したことを踏まえた対応が十分ではなかった

- 平成10～11年改訂の学習指導要領の理念であった「生きる力」の育成は、「知識基盤社会」の時代においてますます重要
- 教育基本法改正等により教育の理念が明確になるとともに、学校教育法改正により学力の重要な要素が規定



現行学習指導要領においても、これまでの理念を継承し、「生きる力」の育成を目指す

学校教育法における「学力の三要素」

○学校教育法(昭和22年法律第26号)

第30条 (略)

- ② 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、①基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、②これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、③主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

○小学校学習指導要領(平成20年文部科学省告示第27号)

※ 中学校、高等学校、特別支援学校においても同様の規定あり。

第1章 総則

第1 教育課程編成の一般方針

1 (略)

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、児童に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、①基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、②これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、③主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、児童の発達段階を考慮して、児童の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。

子どもの豊かな学びを創造し、地域の絆をつなぐ

～地域とともにある学校づくりの推進方策～

学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議(平成23年7月5日)

1. 子どもを中心に据えた学校と地域の連携

- すべての学校が、地域の人々(保護者・地域住民等)と目標を共有した上で、地域と一体となって子どもたちをはぐくむ『地域とともにある学校』を目指すべき。

<地域とともにある学校づくりの成果>

①子どもたちの「生きる力」をはぐくむ(地域の望む子ども像の実現)

②教職員、保護者、地域住民等がともに成長(地域の教育力向上)

③学校を核とした地域ネットワークの形成(地域の活力向上)

④地域コミュニティの基礎力が高まる(地域の礎の構築)

- 子どもを中心に据えた学校と地域の連携は、子どもの成長にとどまらず、大人の学びの拠点を創造し、地域の絆を強め、地域づくりの担い手を育てることにつながる。
- 平素からの学校と地域の関係づくりが、子ども、保護者、地域住民、教職員など、そこに関わるすべての人々の自発的な学びや成長を促し、子どもたちを守り、地域を守ることに繋がる。

2. 学校と地域の関係づくり(学校と地域の人々が相互理解と信頼関係を深めるプロセス)

- 学校 : 「熟議(熟慮と議論)」「協働」「マネジメント」を備えた学校運営が鍵

①関係者が当事者意識をもって「熟議(熟慮と議論)」を重ねること

②学校と地域の人々が「協働」して活動すること

③学校が組織として力を発揮するための「マネジメント」

<仕掛けの例>

- ・学校運営協議会
- ・学校関係者評価
- ・学校支援地域本部
- ・放課後子ども教室
- ・副校長、教頭や主幹教諭、事務職員を含めたマネジメントを担う組織の整備 等

- 設置者: 関係者の努力と取組を引き出す「仕掛け」の構築
各地域、学校の自発性と独自性を基本とした、
教育委員会・教育長の明確なビジョンと行動

3. 今後の国の推進目標

- ① 5年間(H24-28)でコミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割(約3000校)に拡大
- ② すべての学校で実効性ある学校関係者評価を実施
- ③ 複数の小・中学校間の連携・接続に留意した運営体制を拡大
(中学校区が運営単位)
- ④ 学校の組織としての総合的なマネジメント力を強化
- ⑤ 地域コミュニティの核として被災地の学校を再生し、
震災復興の推進力となるよう、総合的な支援を実施

「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について (第六次提言) 概要

平成27年3月4日 教育再生実行会議

<将来予測>

- ・ 今後10～20年程度で、47%の仕事が自動化
- ・ 小学校に入学した子供の65%は大学卒業後、今存在しない職業に就職
- ・ 頭脳労働までもがコンピュータにより代替

<今後の教育の在り方>

- ・ 社会に出たあとも学び続け、新たに必要とされる知識や技術を不断に身に付けること
- ・ 仕事以外の時間を創造的、生産的に過ごすための学びの機会を提供

1. 社会に出た後も、誰もが「学び続け」、夢と志のために挑戦できる社会へ

2. 多様な人材が担い手となる「全員参加型社会」へ

3. 教育がエンジンとなって「地方創生」を

<方向性・理念>

- ◎ 「教育」の力で地域を動かす
- ◎ 小中学校等で、地域を担う子供を育て、生きがい、誇りを育む
- ◎ 地域の産業、担い手を育てる大学等をつくる

<コミュニティ・スクール関連部分>(抜粋)

2. 教育がエンジンとなって「地方創生」を
◎地域を担う子供を育て、生きがい、誇りを育む
(前略)

少子・高齢化が進展し、地域コミュニティに多様な機能が求められる中で、学校は、人と人をつなぎ、様々な課題へ対応し、まちづくりの拠点としての役割を果たすことが求められます。こうした観点から、全ての学校において地域住民や保護者等が学校運営に参画するコミュニティ・スクール化を図り、地域との連携・協働体制を構築し、学校を核とした地域づくり(スクール・コミュニティ)への発展を目指すことが重要です。その際には、学校教育と社会教育が一体となったまちづくりの視点も重要です。

(後略)

(教育機関を核とした地域活性化)

○ 国は、コミュニティ・スクールの取組が遅れている地域の存在を解消し、一層の拡大を加速する。このための制度面の改善や財政面の措置も含め、未導入地域における取組の拡充や、学校支援地域本部等との一体的な推進に向けた支援などに努める。そして、全ての学校がコミュニティ・スクール化に取り組み、地域と相互に連携・協働した活動を展開するための抜本的な方策を講じるとともに、コミュニティ・スクールの仕組みの必置について検討を進める。

地方公共団体は、国の支援策も活用して、全ての学校においてコミュニティ・スクール化を図ることを目指す。その際、学校と地域をつなぐコーディネーターを配置することや、地方公共団体の判断により、小中一貫教育の取組と連携して進めることも効果的である。さらに、こうした人的ネットワークが地域課題解決や地域振興の主体となることを目指す。

1節 小中一貫教育が求められる背景

- 全国各地で地域の実情に応じた小中一貫教育の取組が進められているが、それには以下のような背景があると考えられる。
 - ・教育基本法、学校教育法の改正による義務教育の目的・目標規定の新設
 - ・近年の教育内容の量的・質的充実への対応
 - ・児童生徒の発達の早期化等に関わる現象
 - ・中学校進学時の不登校、いじめ等の急増など、中1ギャップへの対応
 - ・少子化等に伴う学校の社会性育成機能の強化の必要性

2節 小中一貫教育の現状と課題

- 小中一貫教育の取組は全国的に広がり、今後さらなる増加が見込まれる
- 現在行われている小中一貫教育の取組の内容や進捗状況は、教育課程の連続性や、教員の指導体制、施設形態、校長の体制等の点において極めて多様である。
- 小中一貫教育の実施校のほとんどが顕著な成果を認識しており、その内容は学力向上、中一ギャップ緩和、教職員の意識・指導力の向上など多岐にわたる。その一方、教職員の負担軽減など解消を図るべき課題も存在する。
- 小中一貫教育の取組の多様性を尊重しつつ優れた取組が展開されるような環境整備が必要となる。

3節 小中一貫教育の制度化の意義

- 運用上の取組では小中一貫教育を効果的・継続的に実施していく上で一定の限界が存在するため、制度化により教育主体・教育活動・学校マネジメントの一貫性を確保した総合的かつ効果的な取組の実施が可能となる
- 設置者の判断で教育課程の特例を認め、柔軟な教育課程編成を可能とすることにより、地域の実態に対応した多様な取組の選択肢を提供する
- 小中一貫教育の制度的基盤が整備されることにより、国・県による支援の充実が行いやすくなる
- 人間関係の固定化や転出入への対応などの小中一貫教育に指摘されている課題について、制度化に伴い積極的な指導助言や好事例の普及を行うことなどにより、課題の速やかな解消に資する手立てが講じられるようにする

4節 小中一貫教育の制度設計の基本的方向性

(制度化の目的)

- 一体的な組織体制の下、9年間一貫した系統的な教育課程を編成することができる学校種を新たに設けるなどして、設置者が地域の実情を踏まえて小中一貫教育が有効と判断した場合に、円滑かつ効果的に導入できる環境を整えることである。これにより、小中一貫教育の優れた取組の全国展開と既存の小・中学校における小中連携の高度化が促進され、義務教育全体の質向上が期待される。

(制度化の基本的方向性)

- 小中一貫教育が各地域の主體的な取組によって多様な形で発展してきた経緯に鑑み、地域の実情に応じた柔軟な取組を可能とする必要があることから、下記の2つの形態を制度化すべきである。
 - ① 1人の校長の下、1つの教職員集団が9年間一貫した教育を行う新たな学校種を学校教育法に位置付け(小中一貫教育学校(仮称))
 - ② 独立した小・中学校が小中一貫教育学校(仮称)に準じた形で一貫した教育を施すことができるようにする(小中一貫型小学校・中学校(仮称))
- 小中一貫教育学校(仮称)の小学校段階を終えた後、希望する場合には他の学校への転校が円滑に行えるよう配慮することも必要であり、小中一貫教育学校(仮称)の修業年限の9年間に小学校段階と中学校段階の二つの課程に区分し、6学年修了の翌年度から中学校等への入学を認めるべきである。
- 小中一貫教育学校(仮称)においては、原則として小・中学校教員免許状を併有した教員を配置することとするが、当面は小学校教員免許状で小学校課程、中学校教員免許状で中学校課程を指導可能としつつ、免許状の併有を促進するべきである。
- 小中一貫教育学校(仮称)及び小中一貫型小学校・中学校(仮称)においては、現行の小・中学校の学習指導要領に基づくことを基本とした上で、独自教科の設定、指導内容の入れ替え・移行など、一定の範囲で教育課程の特例を認めるべきである。
- 小中一貫型小学校・中学校(仮称)においては、9年間の教育目標の明確化、9年間一貫した教育課程の編成・実施とともに、これらを実現するための学校間の意思決定の調整システムの整備を要件として求めることが適当である。
- 小中一貫教育学校(仮称)については、既存の小・中学校と同様に、市町村の学校設置義務の履行対象とするとともに、就学指定の対象とし、市町村立の場合、入学者選抜は実施しないこととすべきである。

5節 小中一貫教育の総合的な推進方策

- 国としては、小中一貫教育の実施を希望する設置者の積極的な取組を促すため、財政的支援を含めた条件整備や小中一貫教育の取組の質の向上を図るための方策を総合的に講じていく必要がある。
- 具体的には、以下のような方策が求められる。
 - ・小中一貫教育の制度化および推進に当たっての適切な教職員定数の算定
 - ・小中一貫教育に必要な施設・設備の整備への支援
 - ・小中一貫教育と学校運営協議会の一体的な導入推進など、義務教育の9年間の学びを地域ぐるみで支える仕組みづくり
 - ・モデル事業等を通じた小中一貫教育の好事例の収集・分析・周知
 - ・小中一貫教育に応じた学校評価の充実と市町村における評価・検証
 - ・都道府県教育委員会による現場のニーズを踏まえた積極的な指導・助言・援助
 - ・教職員の負担軽減の取組の推進

これからの教育を担う教員やチームとしての学校の在り方について(中教審諮問)

【社会の変化と求められる能力・人材】

- 知識基盤社会
 - 自ら課題を発見し、他者と協働して解決に取り組み、新たな価値を創造する力が不可欠
- 少子高齢化・グローバル化
 - イノベーションを創出し国際的に活躍できる人材、多様な価値観を受容し共生できる人材が必要

【教員の果たす役割の重要性と課題】

- そのために教員の果たす役割は大きく、これからの時代に求められる学校教育の実現に向けて、**教員の資質能力の向上が重要な課題**
 - 主体的な学びを引き出せていると考える教員の割合が低い
 - **授業以外の業務(課外活動の指導や事務作業)に多くの時間を費やし、勤務時間が国際的に見ても極めて長い**

【中教審への諮問事項】

○これからの教育を担う教員に求められる資質能力

- ✓ 子供たちが**主体的・協働的に学ぶ授業**を通じて、これからの時代に求められる力を子供たちに確実に身に付けさせることができる指導力
- ✓ **発達段階に即した指導や学校段階間の円滑な接続**に関する課題を踏まえて、学校種を超えて指導できる力

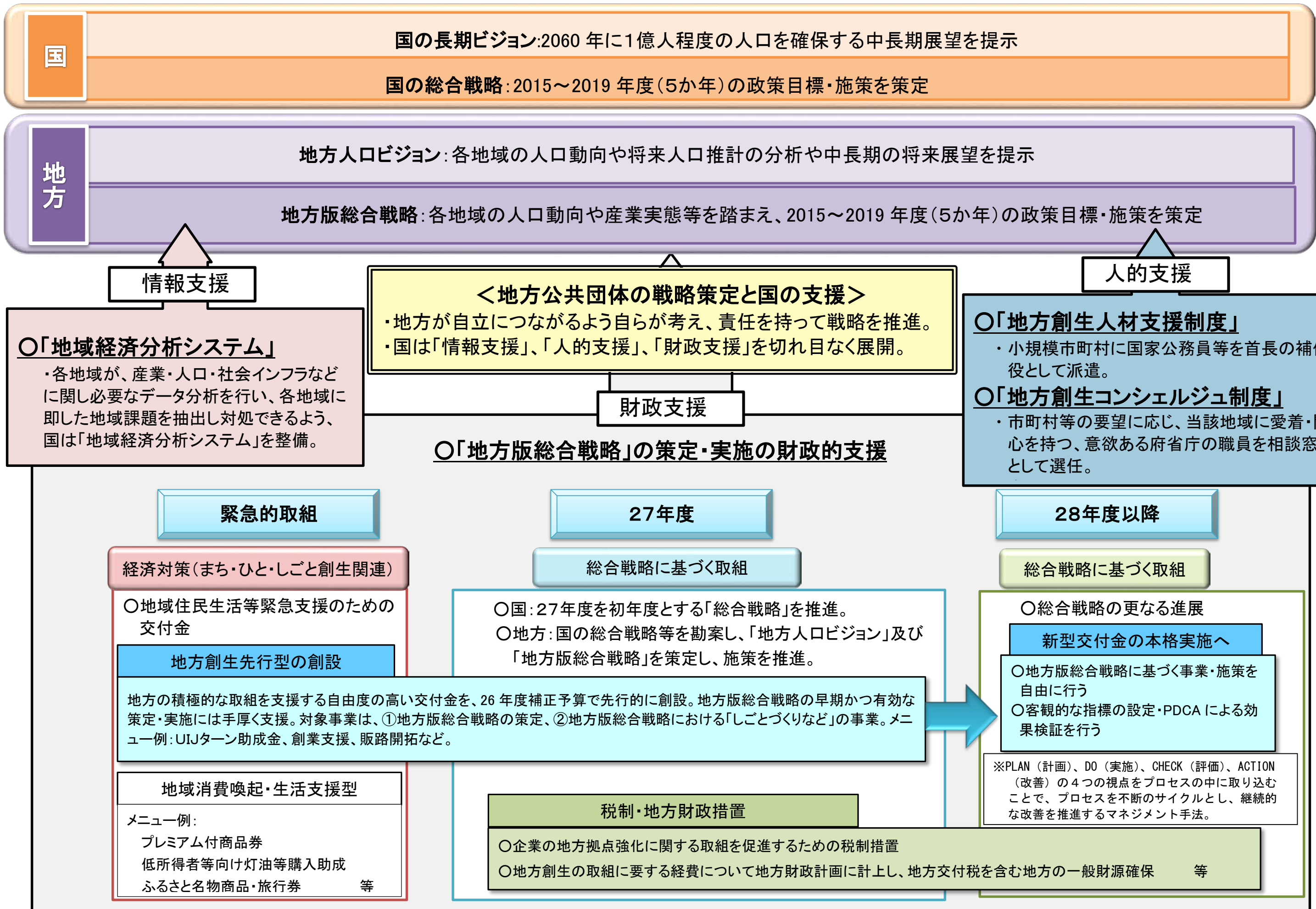
- ◆ 諮問事項：教員養成課程で学ぶべき内容や課程認定の在り方も含め教員免許制度の見直し、学校現場での実習・研修を通じて適性を厳格に評価する仕組み、教員養成・採用・研修の各段階における教育委員会と教職大学院等との連携・協働の推進等

○教員が資質能力を発揮できる環境の整備

- ✓ 教員が自らの資質能力を十分に発揮し、生涯にわたって伸ばしていくことができるような環境を整備し、教員が魅力ある職となるよう、専門職としての教員にふさわしい勤務や処遇等の在り方について検討を行うことが必要

- ◆ 諮問事項：評価や処遇等の在り方、**教員と事務職員の役割分担**、専門性等を有するスタッフの学校への配置等により、**教員と教員以外の者が連携し学校組織全体の総合力を高める方策**、管理職の体系的・計画的な養成・研修システム、指導教諭等の養成・活用の在り方

地方への多様な支援と「切れ目」のない施策の展開



まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略」の全体像

長期ビジョン

総合戦略(2015~2019年度の5か年)

中長期展望(2060年を視野)

I. 人口減少問題の克服

◎2060年に1億人程度の人口を確保

- ◆人口減少の歯止め
 - ・国民の希望が実現した場合の出生率(国民希望出生率)=1.8
- ◆「東京一極集中」の是正

II. 成長力の確保

◎2050年代に実質GDP成長率1.5~2%程度維持
(人口安定化、生産性向上が実現した場合)

基本目標(成果指標、2020年)

「しごと」と「ひと」の好循環作り

地方における安定した雇用を創出する

- ◆若者雇用創出数(地方)
2020年までの5年間で30万人
- ◆若い世代の正規雇用労働者等の割合
2020年までに全ての世代と同水準
(15~34歳の割合:92.2%(2013年)
(全ての世代の割合:93.4%(2013年))
- ◆女性の就業率 2020年までに73%
(2013年69.5%)

地方への新しいひとの流れをつくる

現状:東京圏年間10万人入超

- ◆地方・東京圏の転出入均衡(2020年)
 - ・地方→東京圏転入 6万人減
 - ・東京圏→地方転出 4万人増

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ◆安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考えられる人の割合
40%以上(2013年度19.4%)
- ◆第1子出産前後の女性継続就業率
55%(2010年38%)
- ◆結婚希望実績指標 80%(2010年68%)
- ◆夫婦子ども数予定(2.12)実績指標
95%(2010年93%)

好循環を支える、まちの活性化

時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- ◆地域連携数など
- ※目標数値は地方版総合戦略を踏まえ設定

主な重要業績評価指標(KPI)(※1)

- 農林水産業の成長産業化
6次産業市場10兆円:就業者数5万人創出
- 訪日外国人旅行消費額3兆円へ(2013年1.4兆円):雇業者数8万人創出
- 地域の中核企業、中核企業候補1,000社支援:雇業者数8万人創出
- 地方移住の推進
:年間移住あっせん件数11,000件
- 企業の地方拠点強化
:拠点強化件数7,500件、雇業者数4万人増
- 地方大学等活性化:自県大学進学者割合平均36%(2013年度32.9%)
- 若い世代の経済的安定:若者就業率78%(2013年75.4%)
- 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援
:支援ニーズの高い妊産婦への支援実施100%
- ワーク・ライフ・バランス実現:男性の育児休業取得率13%(2013年2.03%)
- 「小さな拠点」の形成
:「小さな拠点」形成数
- 定住自立圏の形成促進:協定締結等圏域数140圏域(2014年4月時点79圏域)
- 既存ストックのマネジメント強化
:中古・リフォーム市場規模20兆円(2010年10兆円)

主な施策

- ①地域産業の競争力強化(業種横断的取組)
 - ・包括的創業支援、中核企業支援、地域イノベーション推進、対内直投促進、金融支援
 - ②地域産業の競争力強化(分野別取組)
 - ・サービス産業の付加価値向上、農林水産業の成長産業化、観光、ローカル版クールジャパン、ふるさと名物、文化・芸術・スポーツ
 - ③地方への人材還流、地方での人材育成、雇用対策
 - ・「地域しごと支援センター」の整備・稼働
 - ・「プロフェッショナル人材センター」の稼働
- ①地方移住の推進
 - ・「全国移住促進センター」の開設、移住情報一元提供システム整備
 - ・「地方居住推進国民会議」(地方居住(二地域居住を含む)推進)
 - ・「日本版CCRC※2」の検討、普及
 - ②地方拠点強化、地方採用・就労拡大
 - ・企業の地方拠点強化等
 - ・政府関係機関の地方移転
 - ・遠隔勤務(サテライトオフィス、テレワーク)の促進
 - ③地方大学等創生5か年戦略
- ①若者雇用対策の推進、正社員実現加速
 - ②結婚・出産・子育て支援
 - ・「子育て世代包括支援センター」の整備
 - ・子ども・子育て支援の充実
 - ・多子世帯支援、三世帯同居・近居支援
 - ③仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現(「働き方改革」)
 - ・育児休業の取得促進、長時間労働の抑制、企業の取組の支援等
- ①「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成支援
 - ②地方都市における経済・生活圏の形成(地域連携)
 - ・都市のコンパクト化と周辺等のネットワーク形成
 - ・「連携中枢都市圏」の形成
 - ③大都市圏における安心な暮らしの確保
 - ④既存ストックのマネジメント強化

※1 Key Performance Indicatorの略。政策ごとの達成すべき成果目標として、日本再興戦略(2013年6月)でも設定されている。

※2 米国では高齢者が移り住み、健康時から介護・医療が必要となる時期まで継続的なケアや生活支援サービスを受けながら生涯学習や社会活動等に参加するような共同体(Continuing Care Retirement Community)が約2,000カ所ある。

2. 政策パッケージ

(2) 地方への新しいひとの流れをつくる

(ウ) 地方大学等の活性化

【施策の概要】

(前略)

さらに学校を核として、学校と地域が連携・協働した取組や地域資源を生かした教育活動を進めるとともに、郷土の歴史や人物等を探り上げた地域教材を用い地域を理解し愛着を深める教育により、地域に誇りを持つ人材の育成を推進し、地域力の強化につなげていく。

(中略) こうした観点から、国が2020年までに達成すべき重要業績評価指標(KPI)を以下のとおり設定する。

■ 全ての小・中学校区に学校と地域が連携・協働する体制を構築する

【主な施策】

◎ (2)-(ウ)「地方大学等創生5か年戦略」(以下の3つのプランを推進する。)

②地元学生定着促進プラン(地方大学等への進学、地元企業への就職や、都市部の大学等から地方企業への就職を促進するための具体的な措置、学校を核とした地域活性化及び地域に誇りを持つ教育の推進)

(前略)

また、学校を核として、学校と地域が連携・協働した取組や地域資源を生かした教育活動を進めることにより、全ての小・中学校区に学校と地域が連携・協働する体制を構築するとともに、地域を担う人材の育成につながるキャリア教育や、地域に誇りを持つ教育を推進する。

2. 政策パッケージ

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(ア) 中山間地域等における「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成

【施策の概要】

(前略) 基幹となる集落に、機能・サービスを集約化し、周辺集落とのネットワークを持つ「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)において、各種の生活支援サービスを維持することなどにより、心豊かな地域コミュニティの形成を図る必要がある。

【主な施策】

(4)-(ア)-② 公立小・中学校の適正規模化、小規模校の活性化、休校した学校の再開支援

集団の中で切磋琢磨しつつ学習し、社会性を高めるといふ学校の特質に照らし、学校は一定の児童・生徒の規模を確保することが望ましいが、今後少子化の更なる進展により、学校の小規模化に伴う教育上のデメリットの顕在化や、学校がなくなることによる地域コミュニティの衰退が懸念されており、各市町村の実情に応じた活力ある学校づくりを推進する必要がある。そのため、地域コミュニティの核としての学校の役割を重視しつつ、活力ある学校づくりを実現できるよう、学校統合を検討する場合や、小規模校の存続を選択する場合、更には休校した学校を児童生徒の増加に伴い再開する場合などに対応し、活力ある学校づくりを目指した市町村の主体的な検討や具体的な取組をきめ細やかに支援する。

まち・ひと・しごと創生総合戦略 アクションプラン(個別施策工程表)【抜粋】

(2) 地方への新しいひとの流れをつくる (ウ) 地方大学等の活性化—地方大学等創生5か年戦略

(2)-(ウ) 「地方大学等創生5か年戦略」

② 地元学生定着促進プラン（地方大学等への進学、地元企業への就職や、都市部の大学等から地方企業への就職を促進するための具体的な措置、学校を核とした地域活性化及び地域に誇りを持つ教育の推進）

●現在の課題

- 地方の若い世代が大学等の入学時と卒業時に東京圏へ流出しており、その要因には、魅力ある雇用が少ないことのほか、地域ニーズに対応した高等教育機関の機能が地方では十分とはいえないことがある。
- 学校と地域が協働した地域資源を生かした教育活動や、地域を理解し愛着を深めるための教育に関する取組には、地域によって差があり、必ずしも十分とはいえない状況にある。また、地域の伝統文化や産業の伝承等の担い手等が不足している。

●必要な対応

- 卒業後の進路として地方を選択する大学生等の増加を図るため、奨学金（「地方創生枠（仮称）」等）を活用した大学生等の地元定着の取組や地方の魅力を実体験できる取組を推進する。
- 地方大学等への進学、地元企業への就職等を促進するため、中堅・中小企業によるインターンシップ受入れの拡大を含む地方公共団体と大学等との連携による雇用創出・若者定着に向けた取組等を促進する。
- 地方の学生が都市部の大学の授業を受けられるよう、ICTを活用した各大学の取組を推進する。
- 大都市圏、なかなんぞく東京圏への学生集中の現状に鑑み、大都市圏、なかなんぞく東京圏の大学等における入学定員超過の適正化について、資源配分の在り方等を検討し、成案を得る。
- 郷土の歴史や人物等を探り上げた地域教材の作成支援等により、地域への誇りや愛着を育てる教育を推進する。
- 全ての小・中学校区において学校と地域が連携・協働する体制を構築し、学校を核として、学校と地域が連携・協働した取組や地域資源を生かした教育活動を進める。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降（5年後まで）
取組内容		<ul style="list-style-type: none"> ○地域への若者定着を図るため、将来の地域産業の担い手となる若者を対象とした、地元産業界や地方公共団体が協力して行う奨学金返還を支援する取組の支援 ・地方公共団体と大学等が協働して行う雇用創出・若者定着に向けた取組に対する支援を総務省と文部科学省が連携して一体的・重点的に支援 ○都市部の大学生等が地方の魅力を実体験できる取組を推進 ○学校を核として、学校と地域が連携・協働した取組や地域資源を生かした教育活動を推進 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業の成果等を踏まえながら、事業の内容等を改善
2020年 KPI (成果目標)		<ul style="list-style-type: none"> ○地方における自県大学進学者の割合を平均で36%まで高める（2013年度全国平均32.9%） ○地方における雇用環境の改善を前提に、新規学卒者の県内就職の割合を平均で80%まで向上（2012年度全国平均71.9%） ○全ての小・中学校で地域への誇りや愛着を育てる教育を推進する ○全ての小・中学校区に学校と地域が連携・協働する体制を構築する 	

まち・ひと・しごと創生総合戦略 アクションプラン(個別施策工程表)【抜粋】

(4) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

(ア) 中山間地域等における「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成

(4)-(ア)-② 公立小・中学校の適正規模化、小規模校の活性化、休校した学校の再開支援

●現在の課題

- 集団の中で切磋琢磨しつつ学習し、社会性を高めるといふ学校の特質に照らし、学校は一定の児童・生徒の規模（注1）を確保することが望ましい。
- 今後少子化の更なる進展により、学校の小規模化に伴う教育上のデメリットの顕在化（注2）や学校がなくなることによる地域コミュニティの衰退が懸念されており、学校統合や小規模校を存続させる場合の学校活性化など、各市町村の実情に応じた活力ある学校づくりを推進する必要がある。
- 休校した学校の再開を希望する場合の支援策の充実を図る必要がある。

(注1) 小・中学校の適正規模は12～18学級が標準（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号））

(注2) クラス替えができず人間関係が固定化、集団行事に制約、部活動の種類が限定、多様な考えを引き出す授業展開が困難 等

●必要な対応

- 地域コミュニティの核としての学校の役割を重視しつつ、活力ある学校づくりを実現できるよう、市町村の主体的な検討や具体的な取組をきめ細やかに支援する。
 - ・学校統合を検討する場合 ⇒ 統合に付随する課題の解消への取組を支援
 - ・小規模校の存続を選択する場合や、地理的な要因等により学校統合が困難である場合 ⇒ 小規模デメリットの最小化、小規模メリットの最大化に向けた取組を支援
 - ・休校した学校を児童生徒の増加に伴い再開する場合 ⇒ 学校の再開に向けた取組を支援

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降（5年後まで）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○各市町村における検討・取組の参考となるよう、「公立小・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（仮称）」を策定・周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校統合を行う地方公共団体の支援 ○小規模校を維持する場合の教育活動の高度化 ○休校した学校の再開支援の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校統合を行う地方公共団体の支援 ○小規模校を維持する場合の教育活動の高度化 ○休校した学校の再開支援の推進
2020年 KPI (成果目標)	○統合による魅力ある学校づくりや小規模校における教育環境の充実等について、課題を認識している全ての市町村が着手		

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

趣 旨

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行う。

概 要

1. 教育行政の責任の明確化

- 教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置く。（13条関係）
- 教育長は、首長が議会同意を得て、直接任命・罷免を行う。（4条、7条関係）
- 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。（13条関係）
- 教育長の任期は、3年とする（委員は4年）。（5条関係）
- 教育委員から教育長に対し教育委員会会議の招集を求めることができる。（14条関係）
また、教育長は、委任された事務の執行状況を教育委員会に報告する。（25条関係）

2. 総合教育会議の設置、大綱の策定

- 首長は、総合教育会議を設ける。会議は、首長が招集し、首長、教育委員会により構成される。（1条の4関係）
- 首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定する。（1条の3関係）
- 会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行う。調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重しなければならない。（1条の4関係）

3. 国の地方公共団体への関与の見直し

- いじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化するため、第50条（是正の指示）を見直す。（50条関係）

4. その他

- 総合教育会議及び教育委員会の会議の議事録を作成し、公表するよう、努めなければならない。（1条の4⑦、14条⑨関係）
 - 現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職する。（附則2条関係）
- ※ 政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとする。

施 行 期 日

平成27年4月1日

子供たちの豊かな学びのための放課後・土曜日の教育環境づくり ～“あったらいいな”を実現する夢の教育～

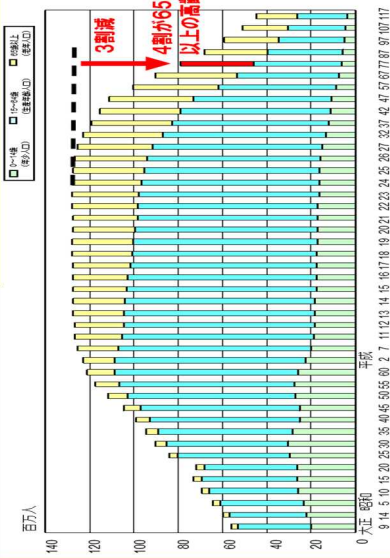
平成26年6月25日

中央教育審議会生涯学習分科会 今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループ 最終取りまとめ(概要)

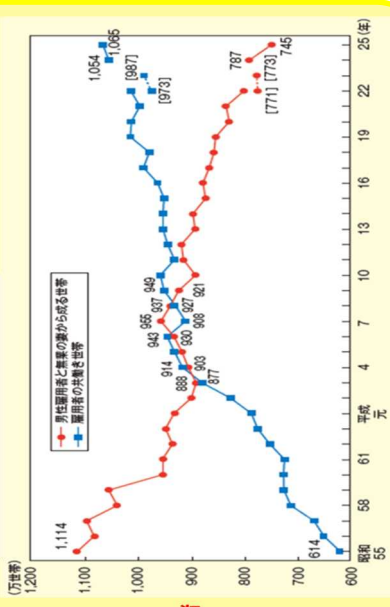
現状

- 社会の動向
 - ・少子高齢化の進展
 - ・グローバル化、科学技術の進歩
 - ・地域間格差・経済的格差の進行
- 子供たちの教育環境をめぐる現状
 - ・核家族化、共働き世帯、一人親世帯の増加
 - ・地域のつながりの希薄化
 - ・不登校児童生徒や特別な支援が必要な児童生徒の増加等

○少子高齢化の進展



○共働き世帯の増加



学校教育だけでなく、実社会・実生活とのつながり等を体験的・探求的に学習できる機会充実のため、
より一層、多様な主体の参画による放課後や土曜日等の教育支援を充実していくことが必要

多様で変化の激しい社会を生き抜くために必要な力の育成にも貢献

今後の方向性

放課後や土曜日
への期待

- ★子供と関わる人材の多様性や、学習集団・学習時間・学習場所等の多様性・柔軟性
 - ★それを生かした創意工夫に富んだ教育活動の実践が可能
- ① 学校での学びが深まり、広がる学習・体験の機会の充実
 - ② 安心して子供を産み育てられる環境づくりとしての教育活動の充実
 - ③ 子供たちの主体性を引き出し、実社会で役立つ力を培う学習・体験機会の充実
 - ④ 学習意欲・学習習慣形成・学力向上の観点からの学習機会の充実

今後の放課後・土曜日等の教育活動の基本的方向性

- ◆多様な主体の参画による土曜日の教育活動の推進
- ◆実社会につながる「土曜日ならでは」の多様なプログラムの充実
- ◆教育と福祉の連携促進による放課後等の支援の充実
- ◆持続可能な体制づくりの推進と全国の取組の活性化

基本的方向性を実現する具体的方策①

～全ての子どもたちのための放課後等の教育の充実に向けた新たな方策～

2. 学校と放課後や土曜日等の学びがつながる仕組みづくり

- **学校と放課後等の学びがつながる“横の連携”の仕組みづくり**
 - ・ 学校支援地域本部と放課後子供教室、学校運営協議会等の仕組みの連携や一体的運用の促進
- **就学前と小学校、小中など“縦の連携”が生まれる仕組みづくり**
 - ・ 学校間連携を踏まえた、中学校区を中心とした仕組みづくり

2. 学校や子供たちを核とした地域づくり

- **多様な関係者がつながる学校施設の複合化・共用化**
 - ・ 学校施設内へのコミュニティスペースの併設
- **子供に関わる大人の学びのコミュニティ化と地域の活性化**
 - ・ 大人も学び、つながっていくためのコミュニティの創造

3. 教育と福祉の連携促進による放課後等の支援の充実

○ 女性の活躍促進に向けた放課後等の支援の充実

・ いわゆる「小一の壁」打破に向け、新たに約30万人分の放課後児童クラブの受皿拡大への協力、全ての子どもたちの学習・体験機会の充実

○ 学校や放課後子供教室と放課後児童クラブの連携強化

◆ 一体型を中心とする放課後対策の推進

- ・ 原則として**全ての小学校区**での放課後児童クラブと放課後子供教室の**一体的実施又は連携実施**に向けた計画的整備
- ・ **放課後子供教室の充実・全小学校区への整備**
(毎日開催型、定期開催型など地域ニーズに応じた整備)
- ・ 定期的・日常的に学校の教職員や家庭と情報共有を図る仕組みの構築

○ 中高生を対象とした放課後等の支援の充実

- ・ 学習支援の充実や、ボランティア活動等を通じて、中高生が主体的に考え、行動し、地域課題等に大人と協働して取り組む機会等の充実

○ 特別なニーズのある子どもたちへの放課後等の支援の充実

- ・ 特別な支援を必要とする子供、外国人の子供、児童養護施設等で暮らす子どもたちが放課後等の活動へ参加しやすい工夫や支援の充実

◆ 学校施設の活用促進

- ・ **余裕教室の徹底活用等**による放課後児童クラブの**小学校内での実施率の大幅向上**
- ・ 教育委員会と福祉部局が連携し、当事者として責任を持つ仕組みづくり
- ・ 「**総合教育会議**」の活用による、首長と教育委員会の十分な協議
※新たな教育委員会制度において設置予定

◆ 全ての子どもたちを対象とした多様な学習・体験プログラムの充実

- ・ 地域住民や大学生、企業OB、地域の高齢者、NPO、民間教育事業者、文化・芸術団体等の積極的な参画促進

4. 持続可能な仕組みとするためのコーディネーター育成・機能強化

○ コーディネーターの効果的な配置・位置付け

- ・ コーディネーターの複数配置や連絡会設置、学校運営協議会等への参加
- ・ コーディネーター等を担うNPO等の参画等

○ 地域連携担当教員等の位置付けの明確化

- **コーディネーターの育成・機能強化に向けた研修の充実**
 - ・ 対象ごとや経験に応じた体系的な研修の充実
 - ・ 多様な関係者のネットワークの構築のための研修の充実

5. 全国の取組の活性化のための中間支援機能の強化

○ スーパーバイザー等の配置による助言体制の構築

- ・ スーパーバイザー、アドバイザーの配置や社会教育主事の活躍等によるコーディネーターへの助言体制の構築

○ 中間支援組織の創設の検討等

- ・ 関係者のネットワーク形成や、人材・財源も含めた持続可能な体制整備のための、中間支援組織の創設等の検討

基本的方向性を実現する具体的方策②

平成26年6月25日

～土曜日の豊かな教育環境の実現に向けた新たな方策～

◆地域の多様な人材等の参画による土曜日の豊かな教育環境（土曜学習）の実現に向けた新たな方策

1. 多様な主体が土曜日の教育活動に参画する仕組みづくり

- ◆土曜日は、日頃参加が難しい現役の社会人も含め、地域人材や保護者、企業、NPO、民間教育事業者、大学生等の多様な人材の参画が可能
- ◆実社会の経験も踏まえたプログラムの展開に向け、多様な人材が教育活動に参画する仕組みづくりを推進

①地域人材の参画促進

- 豊かな社会経験や指導力を持つ多様な人材の参画促進

②保護者の参画促進

- 働く保護者の参画しやすい仕組みの構築
- PTA、おやしの会等の活用

③企業・団体等との連携協力促進

- 学校の要望と企業の取組のマッチング
- WLBの推進
- 企業内ボランティア登録制度やCSR・プロボノとして関わる仕組みの構築
- 企業人材に対する研修の充実
- 企業の退職者組織等との連携

④NPO・民間教育事業者との連携協力の促進

- NPOのノウハウ（人材や資金のコーディネート能力）の活用
- 学習塾、お稽古ごと、スポーツ、音楽、語学教室等の指導者の活用

⑤大学等の連携協力の推進

- 研究者やポスドクター等の専門人材の活用
- 教育・福祉、スポーツ等の専攻の学生の積極的な参画促進
- 身近なロールモデルとして学生が継続的に参画できる仕組みづくり

2. 学校と地域・企業・大学等をつなぐコワーディネーター機能の充実

- ◆学校と地域をつなぐコワーディネーターだけでなく、企業や大学等の多様な主体をつなぐコワーディネーターの必要性
- ◆コワーディネーターの研修の機会やネットワーク組織等の充実

〔 〇例えば、地域連携を担当する教員の配置や、「地域コワーディネーター」、「企業コワーディネーター」等をそれぞれ配置し、互いに連携し合う仕組みの構築。
 〇学校や地域の関係者、企業、企業の退職者組織、NPO等多様な関係者が学び合う研修の機会の充実 等 〕

3. 「土曜日ならではの」多様なプログラムづくり

- ◆地域や企業等の協力を得て、「土曜日ならではの」生きた学習プログラムの展開
- ◆子供たちの主体性を重視しつつ、学校の教育活動との連動した体系的・継続的なプログラムづくり

①実社会につながるプログラム

- 社会で役立つ経験をするプログラム
- 多様なロールモデルや「本物」に触れるプログラムの充実

②企業のリソースを生かしたプログラム

- 学校教育だけでは教えることが難しい実社会の経験を踏まえたプログラム
- 環境教育、キャリア教育、国際理解等の企業の特性を生かしたプログラム

③学習意欲・習慣形成につながるプログラム

- 就学前の子供たちが学ぶ楽しさに出会うプログラム
- 振り返り学習や発展的な学習の充実

④「地域ならではの」プログラム

- 地域の目標を踏まえ「ふるさと教育」や「学力向上」などの地域の特性や課題に応じたプログラム
- 多様性を重視したプログラム等

◆今後の土曜日の教育活動の持続可能な体制づくりに当たって

- 全国の好事例の蓄積・発信等を通じて、官民連携による普及啓発の推進
- 行政内部における首長部局と教育委員会が一層の連携を図り、効果的・効率的な総合的な支援策を講じていくことが必要

◎おわりに ～皆の“あったらいいな”を実現する夢の教育～

- 社会総掛かりでの教育の実現に向けた新たな試みについて、皆で話し合い、考える仕組みづくり、放課後や土曜日の教育活動での実践

〔 〇例〕 “子供たちが学びたいこと”を募集し、大人と共に実現！
 “我がまちの教育”について皆で考えるミニ集会の開催！ 等 〕

3

⇒ 放課後や土曜日における新たな試みの中から、改めて必要な学習や体制等が検討され、将来的に学校教育にも生かされていく好循環を